

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立城西高等学校神山分校の名称変更及び学科再編に伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。
- 3 関係法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十三条
高等学校設置基準
(平成十六年文部科学省令第二十号) 第六条
徳島県立学校設置条例
(昭和三十九年条例第五十五号)

条例等立案表

<p>題名</p> <p style="text-align: center;">徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p style="text-align: center;">教育創生課</p>
	<p>担当者名</p> <p style="text-align: center;">峯 正 哉</p>
	<p>電話番号</p> <p style="text-align: center;">三 一 五 四</p>
<p>提案理由</p> <p>徳島県立城西高等学校神山分校の名称変更及び学科再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立城西高等学校神山分校の名称を徳島県立城西高等学校神山校に変更するとともに、同校に新たに地域創生類環境デザインコース及び食農プロデュースコースを設置することとした。</p> <p>二 この規則は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号）第三十三条</p> <p>高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）第六条</p> <p>徳島県立学校設置条例（昭和三十九年条例第五十五号）</p>	
<p>法令審査会</p> <p style="text-align: center;">(要) 否</p>	<p>考</p> <p>備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立城西高等学校神山分校の項を次のように改める。

徳島県立城西高等学校神山校	業	生 活 科 造 園 土 木 科 地 域 創 生 類 環 境 デ ザ イ ン コ ー ス	名西郡神山町神領
	農	食 農 プ ロ デ ュ ー ス コ ー ス	

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(改正案)			(現行)		
別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程			別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程		
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地
(略)			(略)		
徳島県立 城西高等 学校神山 校	業 農 生 活 科 造 園 土 木 科 地 域 創 生 類 環 境 デ ザ イ ン コ ー ス 食 農 フ ロ テ ィ ー ス コ ー ス	名 西 郡 神 山 町 神 領	徳島県立 城西高等 学校神山 分校	業 農 生 活 科 造 園 土 木 科	名 西 郡 神 山 町 神 領
(略)			(略)		

徳島県立学校規則の一部改正について

教育創生課

1. 徳島県立城西高等学校神山分校について

徳島県立城西高等学校神山分校において、地域と連携することにより、地域に根ざした造園教育と持続可能な環境保全型農業教育を通して、地域産業の振興や地域に貢献できる人材育成を目指すため、名称変更及び学科再編を行う。

① 名称変更

【現行】 徳島県立城西高等学校神山分校

【変更後】 徳島県立城西高等学校神山校

② 学科再編（平成31年度入学生より）

現 行	再編後
大学科：農業科 小学科：生活科 造園土木科	大学科：農業科 類：地域創生類 コース：環境デザインコース 食農プロデュースコース ※入学時、一括募集、2年よりコース選択

2 施行期日

平成31年4月1日